平成２８年（フ）第１２３９号
千葉県八千代市八千代台東１丁目15番３－217号
債務者　間中千代子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２５２号
千葉市中央区仁戸名町480番地20　コーポ大和久103号
債務者　鈴木加代子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２６８号
千葉市中央区星久喜町1210番地　市営住宅星久喜町第１団地４棟307号
債務者　岸野　文子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２８２号
千葉県船橋市二和東４丁目９番14号
債務者　白石　　渡
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２８８号
千葉県船橋市芝山３丁目９番11―201号
債務者　岡部　聖史
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３０６号
千葉県市原市光風台５丁目596番地　グループホームあゆむ
債務者　相葉　　豊（旧姓鎗田）
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３１３号
千葉県船橋市三山６丁目41番24号　田屋ハイツ301号
債務者　大久保あい子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３２４号
千葉県市川市大洲２丁目15番14号
債務者　小原　光広
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４２０号
兵庫県姫路市飯田529番地
債務者　大西亜希子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５２４号
兵庫県姫路市四郷町東阿保1494番地１　市営東阿保住宅１棟1204号
債務者　角田　鈴代
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２８号
高知県室戸市室津2152番地
債務者　谷口　弘幸
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第３９２号
大分市大字上宗方640番地の１（日生第１マンション401）
債務者　松本　洸一
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４０８号
大分市原新町16番12号（コオリナ　Ｂ棟202）
債務者　三代　鉄平（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４１３号
大分市松が丘３丁目５番20号
債務者　今村　友透
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２０５５号
名古屋市中区丸の内３丁目４番22号（マーレ201号）
債務者　礒合　有紗
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１１号
北海道小樽市塩谷１丁目２番37号、前住所北海道余市郡余市町黒川町17丁目28番地２
債務者　清水　美香
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１１８号
宮城県大崎市古川中島町２番17号、従前の住所宮城県大崎市古川李埣字東田176番地１　コーポ奈須野101号
債務者　伊藤　愛美
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係